

# 国保・年金

## 《国民年金からのお知らせ》 年金にかかる税金について

老齢年金は、所得税法上の雑所得として所得税がかかることになって  
います。

65歳未満の方で、その年の支払い額が108万円以上の方や、65歳以上の方で、158万円以上の方の場合、原則として所得税がかかります。この年金額より少ない方は源泉徴収されません。年金に課税される所得税は、各支払月に支払われる額から源泉徴収されます。

老齢年金を受給されている方には、1月下旬に前年分の「源泉徴収票」をお送りしています。確定申告の際に税務署に提出してください。

また、亡くなられた方の源泉徴収票につきましては、死亡届を提出されたご遺族の方に対し、およそ2カ月程度で源泉徴収票（準確定申告用）をお送りしています。

### ■問い合わせ

ねんきんダイヤル

TEL 0570・05・1165

大田原年金事務所

TEL (22)6311

市国保年金課国民年金係

TEL (23)8928

## ご存知ですか？ 医療費助成制度

● 重度心身障害者医療費助成

● ひとり親家庭医療費助成

● 妊産婦医療費助成

● こども医療費助成

### ■申し込み・問い合わせ

国保年金課医療助成係

TEL (23)8792

大田原市の医療費助成制度は次の4つがあり、病院などでお支払いいただいた医療費（保険診療分）を助成しています。制度の適用を受けるには、受給資格者の登録が必要です。該当する方は必要書類をお持ちになり、市役所国保年金課で手続きをしてください。

※助成申請できる期間はいつでも医療機関などを受診した月の翌月初日から起算して**1年間**です。

※詳しくは国保年金課医療助成係へお問い合わせください。

制度名称	対象者	支給期間	登録必要書類	助成申請
重度心身障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1・2級の所持者</li> <li>知的障害で知能指数35以下の方</li> <li>身体障害者手帳3・4級の保持者で知能指数50以下の方</li> </ul>	申請した月の初日から、左記に該当しなくなった時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者(養育)手帳または医師の診断書(写し)</li> <li>保険証</li> <li>印鑑</li> <li>通帳または口座のわかるもの</li> </ul>	(償還払い) <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関などの領収書</li> <li>申請書</li> <li>印鑑</li> </ul>
妊産婦医療費助成	母子健康手帳を交付された方	母子健康手帳交付月の初日から出産(流産、死産)した月の翌月末日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳</li> <li>保険証</li> <li>通帳または口座のわかるもの</li> </ul>	(償還払い) <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関などの領収書</li> <li>申請書</li> <li>印鑑</li> </ul>
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の親と子で、子が18歳に達する年度末まで(所得制限あり)	申請した月の初日から助成要件に該当しなくなった日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当受給資格者証または遺族年金証書など</li> <li>保険証</li> <li>通帳または口座のわかるもの</li> </ul>	(償還払い) <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関などの領収書</li> <li>申請書</li> <li>印鑑</li> </ul>
こども医療費助成	中学3年生(15歳に達する年度末)までのこどもを現に保護している方 	こどもの出生日(転入日)から中学3年生(15歳到達)の年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの(入る予定の)保険証</li> <li>通帳または口座のわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳未満(現物給付) 県内の医療機関などで資格者証を提示すれば保険診療分は無料</li> <li>○3歳以上(償還払い)  <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関などの領収書</li> <li>申請書</li> <li>印鑑</li> </ul> </li> </ul>